

遠賀町農業委員会通信

第3号
平成25年10月1日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 岩崎 公彦

おんが赤しそー菜たね油！夢れんげー！



遠賀町ブランド化協議会

御三家揃い踏み！

「地元の人にもっと地元のものを食べてもらいたい！」そんな生産者の思いが少しずつ形になってきました。3年前から具体化に向け、試行を繰り返して、一昨年は菜たね油の試作品モニター、昨年は、おんが赤しその試作・試飲、そして、夢れんげの販売と一歩ずつですが、着実に歩みを進め、今年3つ揃っての販売となりました。

おんが赤しそ(しそジュース)は、赤しそ農家の昔からのノウハウを活かし、昨年の試作品からパワーアップ。木守の村田養蜂場のハチミツを使い味に深みが加わりました。菜たね油は、上別府産菜種を薬をせず、压榨法で採油し、癖のない上品で、上質な油となっています。そして、夢れんげ。今夏は夜間の気温が高く、食味が心配されましたが、その心配には及ばず、新米フェアでは好評を博していました。地元の方はもちろんですが、遠方の方への贈り物などいかがでしょうか？

岩崎公彦さんが大豆でJA中央会表彰を受賞！



六月十七日、東京都で開催された第四十一回全国豆類経営改善共励会において、遠賀町農業委員会会長の岩崎公彦さんが「全国農業協同組合連合会会長賞」を受賞されました。

この受賞は、収穫量こそ全国平均なみであったものの、湿田地帯にあつて、それを補う技術ときめ細かな作業が身を結び、地域の平均を大きく上回る収穫量を上げたことを高く評価されたものです。

適地適作を軸とする日本農業の基本を打ち破り、栽培の難しい農地でも大豆を栽培できると実証した点で穀物自給率向上への礎となることでしょう。

いざゆかん！
農業祭
12月1日(日)
ボートレース芦屋
9時30分～15時00分

を直売物産水農はじめ、餅まきや菓子販売、販売農機の展示に、浅木ソーランの舞など、遠賀・中間再発見のイベントです！

食育活動

僕らの作った
田んぼの守り神



「ちびっこ農園」に新たな守り神が登場しました。今は姿も見かけなくなった里山のアイドル「かかし」。小学生が放課後に通う学童保育の児童がこの「かかし」作りを体験しました。

この企画は、農協青年部が企画して来年度開催される予定の「かかしコンテスト(仮称)」にさきがけ、行われたもので、町内3つの小学校にそれぞれ併設された学童保育施設で制作されました。

制作に参加した児童たちは3学童で約90人。持ち寄った廃材をリサイクルして、それぞれの思いをかかしに込めました。



時間の都合上、児童が自分たちで立てることはできませんでしたが、たまたま遠賀町をTVQ「きりり九州めぐり逢い」の取材で訪れたタレントの寿一実さんのお手伝いもいただき、かかしたちは秋の稲穂が垂れる田んぼに赴任しました。

鳥獣防除には、いささか可愛い感じですが、子どもたちと農業の明るい未来を見守ってくれることを期待したいと思います。



農業者年金に加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなで助け合う農業者年金にあなただも加入しませんか？
詳しくは農業委員会事務局まで。



がんばれ、女の子！フッフッ応援団 幾重にもかさねた夫婦のやさしさ

夫婦げんかはありません。そうきつぱりと夫婦で言い切る森盛義さんと妻の美和さん。静かにではありますが、微笑ましい夫婦の姿がとても印象的ですが、家族がそれぞれを思う小さなやさしさが森家を育んでいるようです。



森 美和 さん

森 盛義 さん

森さんご夫婦は浅木でキャベツを中心にした專業農家で、お父さんの森義住さんの後を引き継ぎ、土と格闘して4



家族の結球

のがなければ、収入もない。肥料は減らすな！」と主張するお父さんと対立する場面も。それでも二人は朝昼晩努力を惜しまず、盛義さんは主に畑で、そして、美和さんは家事と出荷準備とのフル回転で、多忙期には、1日600もの箱を組み立てたりすることもありました。そんな中でも2児の子どもにやさしい愛情を注ぎ、今では農家の子として収穫を手伝うまでに成長しました。

年目。二人の馴れ初めは、当時鉄工所で働く盛義さんが人脈をつくるために始めたゴルフの飛距離をアップの練習として始めたテニス。そこに遊びに来た美和さんに出会い、グループ交際からやがて二人だけの世界になり、結婚。その時すでに将来は農業を営むことを告げ、美和さんも苦労は承知の上で盛義さんに付いていく覚悟をきめていました。

もともと小さなころから働き者のご両親の姿を見ながら、農業の手伝いをしていた盛義さんだけに、就農に違和感はなく、ご両親の静かでも温かな教育がそこに感じられます。ところが農業を始めた夫婦に不運が続きます。初年度に米はウンカにやられ、キャベツは暴落。赤字スタートとなったのです。経費削減のため肥料を減らしたことで、「できるも



農地に関する手続き お気をつけください。

農地は厳しい農地法によって守られているため、改良や転用は、手続きが必要になります。悪質な場合は、罰せられることもありますので、気をつけましょう。



県知事の許可が必要なもの

●農地法第4条に基づく農地転用
農地の所有者が農業以外の目的のために農地を転用する場合

●農地法第5条に基づく農地転用

農地の所有者とは別の方が農業以外の目的のために農地を転用する場合
※農地のかさ上げなど、農地改良も面積や規模によっては転用許可が必要になります。事前のご相談を。

農業委員会の許可が必要なもの

●農地法第3条に基づく農地の売買・贈与
農地のまま所有者以外の方に売買、または贈与する場合

届出でよいもの

●小規模の農地改良

面積1000㎡以下、高さ1m以内のかさ上げや湿田改良する場合

●農地の相続

所有者が死亡し農地を相続する場合

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あつせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局（役場まちづくり課）までお気軽にご連絡ください。

農業後継者は地元にあります。

このところ農地を管理する人が家族内になく、放置されるケースなど増えてきています。後継者不足は深刻な状況にきていますが、少数な農家で広大な農地を管理しているために効率的に作業が行えるよう、農地をまとめていく必要があります。農地を貸したり、売ったりする場合は、まずは地元の認定農業者、農業委員に相談しましょう。

〈平成二十五年貸借料情報〉

平成二十四年の農地の貸し借りにかかる賃借料の平均額を参考としてお知らせします。

遠賀町全域

- 現金の場合
(十アールあたり)
一万二千元
- 物納支給の場合
(十アールあたり)
玄米五十キログラム



《編集後記》

お話を聞けば聞くほど森さん夫婦からは幸せがあふれてくるようで、とても微笑ましく思えました。

〈高崎昭子委員〉

伝統なのでしようか、家族みんなでまじめに農業に打ち込む森家に、農家では大事な「継承」を感じました。
〈瓜生正代委員〉